

大阪市立苅田小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和2年7月1日改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「思いやりのある、ひとの気持ちがわかる児童」育成のために「苅田小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革についての方策等）
- ② 未然防止・早期発見のための取組
- ③ 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

（1）授業改善について

- ① 学習規律の確立：45分の授業に集中できる体制作り
チャイム着席する習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方・聞き方
- ② 配慮を要する生徒への個別指導の推進：抽出指導
- ③ 習熟度別少人数授業の更なる推進：国語・算数

- ④ 朝の読書活動の継続
- ⑤ 相互授業参観・公開授業等「わかる授業」作りの推進
- ⑥ 指導力向上のため研修会への参加、教科・領域会の充実、外部講師の招聘

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組
自分自身をしっかりと内観させ、将来への展望を持たせ、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てるため、キャリア教育の推進
- ④ 友だちや教職員と関わり人とのつながりを感じることのできる集団づくり
集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活作りに参画し、諸問題を解決しようとする生活態度を育むために学級活動や児童集会やクラブ活動の推進
- ③ 児童を認め、誉める指導を充実させるための取組
学年行事（音楽発表会・スポーツ交歓会等）、学校行事（運動会・苅田っ子カーニバル・オータムフェスタ）、児童会活動、クラブ活動の推進、全校朝会、児童集会

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組
道徳教育の年間指導計画、各学年の児童の実態に応じた学年行事・学級活動の取り組みを進める
- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組
人権教育・啓発推進計画に基づき、人権教育部会が中心となり、児童の実態に応じて人権教育を推進
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導
児童会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、全校朝会等で指導、人権教育の推進
- ④ 情報モラルに関する取組について
情報モラルを身につけさせる指導の充実、携帯電話等の活用の仕方の推進

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。朝の職員打ち合わせや学年打ち合わせ等を活用していく

② 変化の記録（5W1H）

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場での行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。発見や通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取り、記録を5W1Hでまとめて情報を共有する

③ アンケート調査の活用

学期に1回アンケート調査の実施を行事に位置づけ年3回実施し、いじめを訴えやすい体制の確立

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

状況に応じて、協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制の確立

⑤ 外部機関との連携について

状況に応じて、関係諸機関との連携協力を進める

⑥ いじめ相談窓口の周知

児童・保護者に相談窓口を学期に1回、周知する

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
定期的なアンケート以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、家庭訪問の機会を活用して収集した情報を学校の教職員全体で共有する
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制
情報の共有化や教職員の連携を進める
- ③ 被害児童の保護、加害児童への指導
被害児童から事実関係の聴取を行い、自尊感情を高めるよう留意する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意。家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。児童の安全を確保することと個別指導や落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
加害児童から事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携して再発を防止する。迅速に保護者に連絡し、保護者の理解を得る。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う
- ④ 警察などの関係機関との連携
必要に応じて心理や福祉等の専門家、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に再発防止措置をとる
- ⑤ 家庭・地域との連携
家庭で気になった様子はないかを把握するため、積極的に保護者からの相談を受け入れる窓口の設定と地域の方からの情報を入る体制を確立
- ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。所管の警察署等に通報し、適切に援助を求める

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止対策委員会

＜構成＞ 管理職・生活指導部長・学年主任・養護教諭等
※ 事案に応じて、担任を加える。

＜役割＞ •学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・校内研修会を実施する。

【年間計画】

【調査等】

児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月・11月・2月）

【研修会】

- ・区人権教育実践交流会（11月）
- ・生徒指導研修会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- ② 学校協議会やPTA実行委員会への提案・協力体制
- ③ 地域諸団体への参加による情報発信

(3) 取組内容の検証

PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

「運営に関する計画」の道徳教育の推進を取り入れ、PDCAサイクルで検証を進める

7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

具体的には児童が自殺を企図、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した場合等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校の対応は隠蔽しない・誠意ある対応・窓口（管理職）の一本化で進める。プライバシーへの配慮のうえ、断片的な情報で誤解をあたえたりすることがないよう留意する
- ② いじめ防止対策委員会が中心となって事実関係を明確化する
- ③ 被害児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する
- ④ 教育委員会への報告する

※ いじめ発見の際の流れ

